

「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」の制定に際し  
当該省令の一部規定に関して意見公募手続を実施しなかった理由について

今般制定された「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第83号）のうち、令和六年能登半島地震の被災地における経営事項審査の取扱を定めた規定（第一条のうち、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）附則第2項の改正規定）については、当該省令の意見公募手続開始後に、令和六年能登半島地震の被災地における緊急の対応が必要とされたことから、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号に該当するものとして、意見公募手続を実施いたしませんでした。

○ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）